

## 特集 《変わりゆく商標制度と実務の論点整理 — 140 年の節目に》

# マドリッド協定議定書及びニース国際分類の改正をめぐる近年の主要議論の概説

令和 6 年度商標委員会 第 3 小委員会 副委員長 北原 絵梨子

令和 6 年度商標委員会 第 3 小委員会 副委員長 清水 三沙

令和 6 年度商標委員会 第 3 小委員会 副委員長 猿山 純平

## 要 約

日本弁理士会商標委員会（第 3 小委員会）では、委員派遣を通じ国際会議へ継続的に参加するとともに、商標登録制度の国際的ルールや制度改善に向けて、実務家の立場から積極的に意見提出や提案を行っている。本稿では、マドリッド協定議定書及びニース国際分類に関する近年の国際会議における主要な議論を概観する。マドリッド協定議定書では、従属性・基礎要件の改正、新言語の導入、暫定拒絶通報の応答期間のミニマム期間（最短応答期間）の設定など、利便性と柔軟性の向上を目的とした各テーマについて議論が行われている。ニース国際分類では、仮想空間における商品・役務の分類、コンピュータソフトウェアの細分化、第 9 類の肥大化解消などが近年集中的に議論されている。いずれも商標登録の実務に直結するテーマであり、本稿ではその動向を経緯とともに紹介する。制度の改善と発展に向け、日本弁理士会は今後も国際会議への継続参加を行い、実務に即した提案や意見を発信することで、国内ユーザーが安心して制度を活用し、国境を越えて商標を保護できる環境の実現を目指す。

## 目次

- はじめに
- マドリッド協定議定書に関する近年の議論
  - マドリッド協定議定書及び作業部会について
  - 近年のマドプロ作業部会における主な議論
    - 従属性及び基礎要件の改正
    - 新言語の導入
    - 暫定拒絶通報の応答期間について
    - E メールアドレスの表示義務について
  - 実務への影響と今後の検討課題
- ニース国際分類に関する近年の議論
  - ニース国際分類及びニース専門家会合について
  - 近年のニース会合における主な議論
    - 仮想空間における商品・役務の国際分類（第 33 回ニース会合（2023 年））
    - 「コンピュータソフトウェア」の細分化（第 34 回ニース会合（2024 年））
  - 第 35 回ニース会合の議論の内容
    - 第 9 類肥大化解消に関する議論
    - 第 35 回ニース会合における日本提案の可決例
- おわりに

## 1. はじめに

知的財産はビジネスを円滑に推進する上で不可欠であり、なかでも業種や規模を問わず創業初期から活用される商標は、特に重要性が高い。近年、ビジネスのグローバル化が進展する中で、国境を越えた商標保護の必要性も増

している。しかし、各国の商標法や登録制度は多様であり、外国において商標を適切に保護するためには、それぞれの国における法制度や実務に関する十分な知識と理解が求められる。さらに、属地主義の原則の下では、国ごとに商標を出願・登録・維持する必要があり、企業や権利者にとって費用面・管理面で大きな負担となっている。こうした課題に対応し、商標登録の実務を効率化するには、国際的な手続枠組みの整備と制度間の調和が不可欠である。

商標に関する国際条約や取決めは複数<sup>(1)</sup>存在するが、なかでも標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書<sup>(2)</sup>（以下「マドリッド協定議定書」）及び、ニース協定<sup>(3)</sup>に基づくニース国際分類（以下「ニース国際分類」）は、実務上、商標登録手続に欠かせない重要な枠組みである。弁理士は代理人として、クライアントである企業や個人等がこれらの制度を適切に活用できるよう、その基本と最新動向を理解するとともに、分かりやすい情報提供を通じて理解の促進に努める必要がある。

日本弁理士会商標委員会（第3小委員会）では、これらに関連する国際会議へ委員を派遣し、各制度の最新動向を収集するとともに、実務家の視点から制度の改善に向けた提言を行ってきた。本稿では、マドリッド協定議定書及びニース国際分類に関連して、近年の国際会議で議論されている主要なトピックを紹介し、それらが今後実務に与えると考えられる影響について概観する。本稿が読者にとってこれらの制度を理解するための一助となれば幸いである。

## 2. マドリッド協定議定書に関する近年の議論

### 2. 1 マドリッド協定議定書及び作業部会について

標章の国際登録制度は、1891年に採択されたマドリッド協定<sup>(4)</sup>を嚆矢とする。しかし、同協定には、国際登録の前提として出願人の自国での商標登録を条件とする「基礎登録主義」、指定国の数に関わらない均一の個別手数料の設定、使用可能な言語がフランス語のみに限定されている等の制度の硬直性の問題があり、主要国の加盟が進まなかった。こうした課題を解消して加盟国を増やすとともに、より現代化した国際登録制度を設ける目的で1989年に採択されたのがマドリッド協定議定書である。

マドリッド協定議定書は、1995年12月に発効し、以降、マドリッド協定を補完しつつも、実質的に国際登録制度の主流を担っている。2025年4月現在、加盟国は115の国及び機関から構成され、131の国をカバーしており、加盟国は世界貿易量の80%超を占めている<sup>(5)</sup>。マドリッド協定議定書では、マドリッド協定における問題点を解消するべく、基礎要件を緩和し、出願人の自国における商標登録のみならず商標登録出願を基礎とした国際登録出願（以下「マドプロ出願」）も認めるほか、指定国毎の個別手数料の導入、使用可能な言語の拡充<sup>(6)</sup>、セントラルアタック後の転換出願（トランスフォーメーション）<sup>(7)</sup>等、マドリッド協定の実務上の問題点を補完・改善する制度設計となっている。また、マドリッド協定議定書では、共通規則等の定期的な改正を可能とする構造が採用され、制度の柔軟性が担保されている。例えば、デジタル技術の発達に伴いオンラインで出願手続を行うことができる「Madrid e-Filing」<sup>(8)</sup>や各種手続を国際事務局に直接提出することができる「eMadrid」<sup>(9)</sup>といったオンラインサービス<sup>(10)</sup>の導入等、実務やユーザーニーズの変化に則し、迅速に制度改正ができるという点でマドリッド協定の硬直性の是正が図られている。マドリッド協定議定書におけるこれらの制度改正について議論が行われるのが、標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的発展に関する作業部会（以下「マドプロ作業部会」）である。

マドプロ作業部会は、マドリッド協定議定書の実効性向上と制度の現代化を図るため、2005年にマドリッド同盟総会により委任され設置された作業部会である。デジタル技術の発達や国際商取引の変化に対応するための既存制度の見直しの必要性、商標出願人や代理人等のユーザーからの制度改善要望への対応、新規加盟国の拡大に伴う多様な法制度との調和がマドリッド作業部会が設置された背景にある。マドプロ作業部会では、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書の共通規則の改正事項の検討、制度運用にあたっての実務的課題の解決策の検討、オンライン手続の導入等新技术への対応、ユーザーの利便性向上のための手続簡素化策の検討等に関する専門的・技術的な議論が行われているが、条約や共通規則の改正の決定までは同作業部会では行われない。条約の改正は外交会議、共通規則の改正はマドリッド同盟総会を経て、それぞれ正式に決定されることとなる。マドプロ作業部会へは

マドリッド協定議定書締約国の知的財産庁の職員に加え、各国の商標代理人、国際機関関係者、企業団体の代表等がオブザーバーとして参加している。日本弁理士会も、2006年開催の第6回作業部会から現在まで、オブザーバーとして継続的に同作業部会に参加している。マドプロ作業部会は、年1回、スイスのジュネーブWIPO本部で開催されており、2024年末までに計22回の作業部会が行われ、2025年は9月末に第23回作業部会の開催が予定されている。以下、近年のマドプロ作業部会における主な議論について紹介する。

## 2. 2 近年のマドプロ作業部会における主な議論

近年のマドプロ作業部会では、国際登録制度の利便性と効率性を高めるための方策について多岐にわたる議論が行われてきた。その中でも、特に近年継続的に議論されている主要なテーマが「従属性及び基礎要件の改正」と「新言語の導入」である。これらは国際登録制度の根幹にも関わる重要な論点となっており、以下に概説する通り、複数年にわたり継続的な審議が行われている。

### (1) 従属性及び基礎要件の改正

「従属性及び基礎要件の改正」は、マドプロ作業部会において長年議論されているテーマの一つである。現行の制度では、マドプロ出願を行うためには、本国においてマドプロ出願の基礎となる出願又は登録が必要とされており（「基礎要件」）、さらに、国際登録の有効性は、国際登録後一定期間（5年間）は国際登録の基礎出願又は基礎登録に従属する。この従属期間内に基礎出願又は基礎登録が拒絶・取消・放棄・無効等により消滅した場合には、その範囲において国際登録が取り消されることになる（「従属性要件」、いわゆる「セントラルアタック」）。「従属性要件の改正」の議論では、基礎出願又は基礎登録への従属期間の短縮や撤廃について様々なオプションの検討が行われてきた。具体的には、以下のオプションが検討してきた。

- ① 従属期間を5年から3年へ短縮する案
- ② 従属性自体を廃止する案
- ③ 従属性要件を緩和し、基礎出願又は登録が、剽窃的な出願であるなどの理由で拒絶・取消又は無効になるなど、従属性要件の適用要件を限定する案
- ④ 自動的に国際登録が取り消されるのではなく、基礎出願又は基礎登録を消滅させた第三者が、国際事務局へ当該基礎登録が消滅したことの通知と、関連する国際登録の取消の請求を行うことを要求した場合においてのみ国際登録を取り消す案
- ⑤ 従属性の要件は条約上維持しつつその運用を一時的に凍結する案

一方、「基礎要件」については、現行の制度では、マドプロ出願を行う際、基礎出願又は基礎登録との同一性が厳格に要求されている。具体的には、以下3つの要件を満たす必要があるが、この点についても、ユーザーの利便性向上のため、要件の緩和・廃止についてマドプロ作業部会の発足当初から継続的に議論が行われてきた。

- ① マドプロ出願の出願人が基礎出願又は基礎登録の名義人と同一であること
- ② マドプロ出願の商標と基礎出願又は基礎登録に係る商標が同一であること
- ③ マドプロ出願の指定商品又は役務と基礎出願又は基礎登録の指定商品又は役務が同一であるか又はその範囲内であること

「従属性要件」については、近年のマドプロ作業部会において特に主要な論点の一つに位置づけられ活発な議論が行われている。2022年開催の第20回作業部会からは、従属性の期間を5年から3年に短縮する案の実現に向け、外交会議開催の可能性も議論されていたが、この案についての加盟各国でコンセンサスが取れていないとして、未だ外交会議開催の目処は立っていない状況である。外交会議開催の可能性についての議論とは並行し、2023年開催の作業部会では、オーストラリア・チリ・ガーナ・フィリピン・韓国・アメリカの共同で、「従属性要件」と「基礎要件」の改正に関する提案が行われた。共同提案の内容は、これらの要件について、各締約国が以下の4つの中から任意で選択できるようにする、というものである。

- ① 現行制度から変更無し（従属期間は5年まま維持される）

- ② 従属性要件の緩和 従属性期間を5年から3年に短縮（基礎要件は維持）
- ③ 従属性要件を撤廃する（基礎要件は維持）
- ④ 基礎要件及び従属性要件のいずれも撤廃する

また、これらの提案に加え、国際登録を取り消すための手段として、国際事務局で設立した紛争解決機関を設置することも併せて提案された。基礎要件を撤廃した場合、従属性要件もこれに伴って撤廃されることになるが、従属性要件が撤廃された場合、セントラルアタックによって国際登録を取り消す手段がなくなってしまうため、その代替手段として提案されたものである。同提案も含め、現在、マドリッド作業部会では、マドリッド協定議定書の制度改正を目的とした各加盟国やオブザーバーによる多様な意見が交わされている。これらの改正は、国際登録の安定性の強化、出願人を含むユーザーの負担軽減、及び制度の簡素化という点から一定のメリットがあるが、その一方で、懸念点も指摘されている。ユーザーから指摘されている懸念点としては、例えば、従属性要件撤廃に関しては、要件撤廃によりユーザーの利便性や国際登録の安定性は向上する一方、他者の商標を剽窃した出願が国際登録制度を利用して各国に簡単に拡散してしまうリスクが高まるのではないかといった点がある。また、基礎要件の撤廃については、本国における基礎出願又は基礎登録を前提として、商標保護の地理的範囲を拡大することを目的とする国際登録制度の基本的な制度設計に根本的に抵触する重大な制度変更ともいえるため、要件を撤廃した場合にユーザーや各国に及ぶ影響もふまえ慎重な検討が求められている。加えて、これらの要件の適用を各国が任意に選択可能とすると、制度が一層複雑となり、ユーザーの監視・調査負担が増大する可能性がある。その結果、国際登録の制度が却って使い勝手が悪くなるのではないかという懸念の声も大きい。これらの懸念点を解消するべく、2024年開催の第22回作業部会では、従属性及び基礎要件に関し、現在の状況を把握するため、国際事務局が各官庁と国際登録制度のユーザーに対するアンケート調査を実施することが決定された。同アンケートを通じ、国際登録の制度を利用した剽窃出願の発生状況や、こういった国際登録に対するセントラルアタックを利用した取消の利用状況等についての詳細な実態調査が行われることとなった。

## （2）新言語の導入

「新言語の導入」は、近年特に議論されてきた主要なテーマである。マドプロ出願はマドリッド協定議定書上、英語、フランス語及びスペイン語の3言語で手続を行うことが可能であり、各加盟国官庁も3言語で通知等を作成する。このマドプロ出願で使用可能な言語（以下、「作業言語」と記載する）について、国際登録の加盟国数の増加に伴い、国際登録の作業言語を国連言語にあわせるべく、2018年開催の第16回作業部会で中国語とロシア語を追加する提案が行われ、2019年開催の第17回作業部会でアラビア語を追加する提案がされたことを契機とするもので、それ以降、中国語、ロシア語及びアラビア語の3言語を新たな作業言語として導入することが検討されてきた。現在は、国際事務局が主導し、新言語の導入によるコストへの影響、技術的実現可能性、及び関連情報に関する研究が進められ、新言語の追加による翻訳負担の増加や誤訳の問題に対処するべく、各言語において商品及び役務をはじめとする用語を統一することを目的としたターミノロジーデータベースの強化や、AIを活用した機械翻訳についての調査・研究が行われている。また、新言語についても新言語をまとめて導入するのではなく、一言語から段階的に導入していくことも含め、様々な観点からの検討と議論が行われている。

新言語の導入にあたっては、現在の作業言語である英語、フランス語及びスペイン語とは体系が異なる言語を導入することにより生じうる実務上の問題点について指摘がなされている。例えば、翻訳精度の維持可否、翻訳に起因する審査処理遅延の可能性、誤訳に基づく紛争リスク、翻訳も含む事務処理増加にともなう大幅なコスト増の可能性、さらには、新言語を導入した結果、マドプロ出願の敷居が低くなることで国際登録制度を悪用した剽窃目的での商標登録出願の増加につながる可能性もあるのではないかといった懸念点がユーザーから表明されている。日本弁理士会からも、異なる言語間における翻訳精度に関する懸念や、誤訳により権利範囲に疑義が生じるリスク、紛争発生時のユーザー負担の増加、剽窃的な出願がなされた場合の対応にかかるコストや時間といった実務的な観点からの具体的な問題提起を行い、改正により、ユーザーにとってより利便性の高い制度設計となるよう慎重な検討を求める意見提出を行った。なお、第22回作業部会では、日本・ブラジル・カーボベルデ・ドイツ・モザン

ビーグ・ポルトガル・サントメ・プリンシペ・韓国からの新規共同提案として、新言語を新たな作業言語として全面的に導入するのではなく、出願人又は国際登録の名義人が、本国官庁及び国際事務局間の手続において新言語からなる作業言語（「国際登録言語」）を部分的に使用可能とすることを内容とする提案がなされた。また、同提案に関連し、日本語・ドイツ語・ポルトガル語を国際登録言語として追加する案が提案された。同提案では、各指定国官庁が作成する暫定拒絶通報等は従前通り英語、フランス語及びスペイン語の3言語に限定されること等が提案されている。マドプロ出願の際にユーザーが使用可能な言語が拡充されることでユーザーの利便性向上が図られる他、新たな作業言語を利用できる手続を限定することで、誤訳に伴う問題を最小限にとどめることができる点がこの共同提案のメリットといえる。しかし、新言語の導入については、前記国際登録言語の導入是非も含め、引き続き議論が続けられている状況である。

なお、マドプロ作業部会は、現在は、オンラインとのハイブリッド形式で行われている。原則として作業部会における議論は公開され、会議と同時に、又は会議の後に、WIPOのウェブサイトにて作業部会の様子をウェブキャストで視聴することが可能であるが<sup>(11)</sup>、新言語の導入については、政治的・外交上の問題も絡めた発言を行う国もあり、非公開形式で行われる非公式会合による議論が行われることも多くなっている。そのため、新言語導入に関連する議論の詳細は明らかになっていない部分もあるが、引き続き、実務的な観点から、ユーザーの利便性に資する制度設計を構築できるよう、建設的な議論が行われることが期待される。

### （3）暫定拒絶通報の応答期間について

マドプロ出願が国際事務局に出願され、国際登録された後は、各指定国官庁で出願された商標の登録の可否について審査が行われるが、各指定国官庁において登録を受けることができないと判断された場合には、各指定国官庁から国際事務局を通じ、国際登録の名義人に対し暫定拒絶通報が発行される。しかしながら、暫定拒絶通報への応答期間及び期間の起算日の計算方法について統一的なルールはなく、各国で異なっていることから、ユーザーは暫定拒絶通報を受領した際、その応答にあたり応答期限の確認を含む多大な負担を負うのみならず、法的な不確実性があるとの実務上の問題点が指摘されていた。

この点を改善するため、2019年開催の第17回作業部会から、暫定拒絶通報への応答期間やその計算方法について本格的に議論が行われることとなり、その結果、2022年開催の第20回作業部会において、暫定拒絶通報への応答期間を最低2ヶ月のミニマム期間（最低応答期間）を設定することの改正、また、各指定国官庁の暫定拒絶通報に対する応答期間及びその計算方法を公表することについて合意がなされ、2023年開催のマドリッド同盟総会において、応答期間やその計算方法の公表、及び、暫定拒絶通報への応答期間について最低2か月の期間を設けることについての制度改正が正式に決定された。現在、各指定国官庁における暫定拒絶通報に対する応答期間やその計算方法はWIPOのウェブサイト<sup>(12)</sup>で公表されるに至っているが、最低2ヶ月の応答期間の設定については、指定国官庁において直ちに審査実務を変更することが難しい国もあるため、現在は、経過措置として、国際事務局へ通知することを条件として、改正前の応答期間を引き続き適用できることとなっている。

### （4）Eメールアドレスの表示義務について

その他、実務に直結する制度変更として、Eメールアドレスの表示の義務化が挙げられる。従前は、マドプロ出願も含む国際事務局に対する各手続書類への出願人又は名義人のEメールアドレスの記載は任意であり、記載しない場合には国際事務局は郵送により国際登録の名義人又はその代理人へ各通報を送付していた。しかしながら、コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020年開催のマドリッド同盟総会でEメールアドレスの表示義務に関する制度変更正式決定がなされた。これにより、2021年2月以降、マドプロ出願の出願人並びに国際登録の名義人及び代理人のEメールアドレスの表示が義務付けられ、マドプロ出願時や国際登録の名義人の変更手続において名義人及び代理人のEメールアドレスの記載がない場合には、一定期間内に是正すべき欠陥が通報され、是正が行われない場合には、手続が却下されることとなった。そして、2024年開催の第22回作業部会では、2025年11月1日の発効を前提とし、事後指定やライセンスの記録の請求時にも国際登録の名義人及び代理人のEメールアドレ

スの表示義務が生じることが合意されている。

## 2. 3 実務への影響と今後の検討課題

近年活発に行われているこれらの議論は、マドリッド協定議定書に基づく国際的な商標登録制度の構築において、その利便性・効率性・信頼性の継続的な向上を目指す国際的な取り組みを反映している。特に、従属性及び基礎要件の改正や新言語の導入といった、国際登録制度の根幹に関わる課題については、技術的観点からの検討に加え、ユーザーへの影響評価も含めた慎重な議論を経た上で、国際的な合意形成がなされることが求められる。

近年、海外における商標出願件数の増加に伴い、マドリッド協定議定書に基づく国際登録制度の重要性は、ユーザーにとって一層高まっている。他方で、制度の利用拡大に伴い生じる新たな課題にも留意する必要がある。たとえば、国際登録制度を利用した他者の商標を剽窃した出願の増加は、喫緊の懸念事項の一つである。また、加盟国の大拡大により制度が普及する一方で、国際登録制度に対する加盟国間の理解の差異や、制度を法的に機能させるための国内法整備の不十分さといった潜在的な問題がある点も看過できない。さらに、現在活発に議論されている新言語の追加に関連しては、技術革新による翻訳精度の向上により誤訳リスクが一定程度低減される可能性はあるものの、指定商品・役務の翻訳は商標権の効力範囲に直接影響することから、翻訳の過程でユーザーの関与が難しい現状は、実務上の課題の一つとなっている。たとえば、国際登録の過程で、出願人の意図に反する翻訳がなされ、指定商品・役務の内容に齟齬が生じるリスクも否定できない。

こうした観点からも、第22回作業部会において実施が決定されたアンケート調査の結果を踏まえ、真にユーザー本位で利便性の高い制度が構築されるよう、今後も建設的な議論の継続が強く望まれる。日本弁理士会としても、日本における国際登録制度の一ユーザーとしての立場から、制度がよりユーザーフレンドリーかつ実務に即したものとなるよう、今後も議論の動向を注視しつつ、継続的かつ積極的な提言・関与を行っていく必要がある。

## 3. ニース国際分類に関する近年の議論

### 3. 1 ニース国際分類及びニース専門家会合について

商標登録の場面において、標章（マーク）と共に中枢を担うのが商品及び役務であり、商標登録の手続においては、商品・役務をその性質や種類に応じ所定の「国際分類」に分けて指定する必要がある。商標登録の実務に携わるにあたり、日々目にし扱うこととなる商品・役務の国際分類は、具体的には、「ニース協定」によって定められた商品及び役務についての国際的に共通する分類を指す（以下、本稿においては「分類」、「国際分類」又は「ニース国際分類」と記載する）。ニース国際分類は、加盟各国の国内における商標登録の手続のみならず、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ地域知的財産機関（ARIPO）、ベネルクス知的財産庁（BOIP）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）といった広域登録制度、及び、WIPO国際事務局による商標の国際登録（いわゆるマドプロ出願）の際にも採用されている他、ニース協定の締約国ではない多くの国でも採用されており、日本のユーザーにとっては、国内での商標登録の手続のみならず、海外で商標登録を取得する際にも、ニース国際分類に準じた商品・役務の指定が必要となる。また、ニース協定加盟各国の官庁は、商標の登録に関する公文書及び公の出版物に、商標を使用する商品及び役務が属するニース国際分類の番号を表示することが義務付けられているため、例えば商標調査や登録商標の管理といった場面においても、国際分類は登録商標が使用される商品や役務の概要を把握する一助となる。このように、ニース国際分類は、商標の登録からその後の維持管理のあらゆる場面において関連するものであり、国際分類の成り立ちやその改正に至るまでの経緯について理解を深めることは、商標実務に携わるにあたり非常に重要な意味を持つといえる。日本では、かつては我が国独自の商品・役務分類（「日本分類」）が採用されていたが、1990年にニース協定に加入したことに伴い国際分類へと移行することになった。加入当初は、国際分類は日本分類の副次的体系として使用されていたものの、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からニース国際分類が主たる体系として採用されるに至った。そのため、ニース国際分類の改訂は、国内における商標実務にも直接影響が及ぶものであり、商標を取り扱う専門家である弁理士としては、国際分類の改訂について常に知識をアップデートしておくことが重要であるのみならず、国際分類の運用にあたり国際的にどのよう

な点が問題となっているのかについて最新の動向を把握しておくことは極めて重要である。

ニース協定第3条では、各同盟国の代表からなる専門家委員会の設置が定められており、専門家委員の権限として「国際分類の変更」が規定されている。「国際分類の変更」とは、「国際分類の修正」(Amendment:商品若しくはサービスの一の類から他の類への移行又は新たな類の設定)及び「その他の変更」(Other changes:類見出し及び注釈の変更、アルファベット順一覧表の商品若しくはサービスの追加・削除・表示の変更)を指す。国際分類はこれまでに数次変更されており、1963年に初版が発効してから、国際分類の変更の度に新たな版が発効している。国際分類の版の改訂は原則5年であるが、2021年の専門家委員会第31回会合において、第12版の改訂期間を現行の5年の期間ではなく、試行的に3年の期間とする旨の合意がされたため、次の改訂版である第13版は2026年1月1日に発効する予定である。

ニース協定において設置された専門家委員会では、毎年、ニース同盟専門家委員会の年次会合（以下「ニース会合」という）を開催している。ニース会合は、2010年までは原則5年毎、2012年以降は毎年1回、4月から5月にかけて、スイスのジュネーブにあるWIPO本部において開催されているが、コロナウイルスのパンデミックの影響で、2021年開催の第31回会合から現地参加とオンライン参加によるハイブリッド形式での開催となっている。

なお、ニース国際分類及びニース会合のより詳細な内容については、「ニース国際分類と仮想空間における商品・役務等に関する議論と改正の経緯」(パテント2024 Vol.77 No.11)も参照されたい。

### 3. 2 近年のニース会合における主な議論

本節では、近年のニース会合における主な議論の概観として、過去3年のニース会合において集中的な議論が行われたトピックを抜粋して紹介する。

#### (1) 仮想空間における商品・役務の国際分類（第33回ニース会合（2023年））

仮想空間における商品・役務（以下、「仮想商品等」という場合がある）の国際分類については、第33回ニース会合において集中的な議論がなされた。仮想商品等を指定した出願は、コロナ禍におけるオンラインサービスへのニーズの高まりを背景に、2021年以降急速に増えていったが、仮想商品等についてはそれまでさほど多く取引がなされてこなかったことから、各国の知的財産庁とも、商標登録の場面において、これらをどのような国際分類及び商品・役務の表示をもって保護するか、直ちには結論を出せずにいた。各国からの「仮想空間における商品・役務についてニース国際分類で統一してほしい」という強い要望を受け、仮想商品等の分類及び表示について集中的な議論が行われたのが、2023年5月1日から5日まで開催された第33回ニース会合である。同会合では、仮想商品は仮想商品の内容を具体的に特定することを条件とし、商品が第9類に分類されることが確認され、一例として「downloadable virtual clothing（ダウンロード可能な仮想被服）」の商品表示が第9類のアルファベティカルリストに追加されることとなった。一方、仮想空間で提供される役務においては、具体的な役務の表示をアルファベティカルリストに追加するには至らなかったものの、ニース国際分類の「一般的注釈（GENERAL REMARKS）」のサービス（d）<sup>(13)</sup>の項目に、仮想空間で提供される役務について、「サービスの目的や結果が変化」する場合には分類が明確にされるべきとの指針が明記されることで役務の国際分類についての考え方が整理されることとなった。

第9類「downloadable virtual clothing（ダウンロード可能な仮想被服）」の商品表示がアルファベティカルリストに採択されたことにより仮想商品の国際分類についてはある程度議論が決着したように見えるが、仮想空間において提供される役務に関しては前記の通り一般的注釈において指針が示されたにとどまり、アルファベティカルリストに具体的な役務表示が追加されたわけではない。よって、依然として、各国で国際分類の考え方や役務表示についての判断が分かれているようである。そのため、仮想空間で提供される役務については、翌年の第34回ニース会合において引き続き議論されることが期待されていた。しかしながら、第34回ニース会合では仮想空間で提供される役務についての活発な議論は行われず、具体的な進展は見られなかった。コロナ禍におけるウェブサービスの活況が収束化し、各国の知的財産庁においても、当該役務を指定した出願の大幅な増加がみられなかったであろうことが、議論の停滞の一因となったと考えられる。その他にも、仮想商品等の性質をどのように捉え整理する

かについて、各加盟国において認識が相違している点も、特に、仮想空間で提供される役務の国際分類について統一的なルールを直ちには設定できない理由となっていると考えられる。例えば、「仮想空間における仮想被服の提供（ダウンロードできないもの）」という役務を例にあげると、役務の取扱商品（例では「仮想被服」）を「コンピュータプログラム」として捉えるのか、それとも「デジタルコンテンツ（又は、画像データ）」と捉えるかで役務の国際分類は変わってくる。前者であれば第42類「コンピュータプログラムの提供」等に倣って第42類に分類されることになると思われるが、後者であれば第41類「オンラインによる画像の提供（ダウンロードできないものに限る。）」等に倣って第41類に分類されることになるためである。また、ニース国際分類の「一般的注釈」のサービスの項目に上述の指針が明記されたとしても、「サービスの目的や結果」をどのように捉えるかで各国で国際分類についての判断が変わるという問題を解決することは難しい。例えば、第35回ニース会合において日本国特許庁が提案した第41類「仮想空間における会議室の貸与」の役務を例に挙げると、同提案に対しては、会合において、各国から異なる見解や意見が示された。具体的には、仮想空間は提供の媒体に過ぎないため会議室の提供と同じ第43類に分類されるべきであるという意見、チャットルームの提供という役務に準じて第38類に分類されるべきであるという意見、映像の提供等に準じて第41類に分類されるべきであるという意見、等である。このように、仮想空間で提供される役務の国際分類については、未だ加盟国間において見解の統一がなされておらず、異なる複数の意見が出されている状況である。なお、第35回ニース会合では、「仮想空間における会議室の貸与」の採択の見込みは低いとして日本提案は最終的に取下げとなり、次年度以降へ持ち越されることとなった。仮想空間に関連する商品や役務については、コロナ禍の一時期の活況は落ち着きを見せたものの、引き続きユーザーが商標出願においてこれらの商品・役務を指定するニーズは高く、他方、各国において国際分類の考え方について統一が見られない状況のため、ニース会合で継続的な議論の上、早い段階で指針が示されることが望まれる。その一方で、現代の取引は目まぐるしく変化しており、ニース国際分類において国際分類の整理や統一を図るべき商品・役務の優先順位も毎年変化している。よって、結論が出ていない仮想空間において提供される役務の国際分類についての議論が来年度以降のニース会合において継続的に審議され解決が図られるのか、残念ながら現時点では明確な見通しは立っていない。しかし、ユーザーのこれ以上の混乱を避ける上でも、仮想空間で提供される役務について、仮想商品と同様に、ニース国際分類での統一的な基準が早期に整備されるよう、継続的に議論が行われることを期待している。

## （2）「コンピュータソフトウェア」の細分化（第34回ニース会合（2024年））

第34回ニース会合において活発な議論が行われた商品として「コンピュータソフトウェア」がある。かつて、「コンピュータソフトウェア」を指定した商標の出願を行う者は主にコンピュータソフトウェアを開発するユーザーやIT企業等特定の業種に限られていた。しかしながら、デジタル化に伴い、あらゆるものがソフトウェアを媒介して提供又は販売されるようになった現代では、業種や企業規模に限らず「コンピュータソフトウェア」を指定商品として指定し商標の出願が行われるケースが増えている。さらに、「コンピュータソフトウェア」はその用途に応じ分野に特化した商品も多く存在しているという特徴がある。例えば、「医療用のコンピュータソフトウェア」と「コンピュータゲーム用のソフトウェア」とでは、同じ「コンピュータソフトウェア」という商品ではあるものの、これらの性質、用途のみならず、取引者や需要者の範囲も相違するため、これらの商品が取引の実際において直接競合する可能性は低い。それにもかかわらず、これらを同じ「コンピュータソフトウェア」という同種の商品として一括りに扱うことは、もはや取引の実情にそぐわなくなっている。そのような取引実情の変化を背景に、第34回ニース会合では、加盟国のオーストラリア知的財産庁より、ニース国際分類のアルファベティカルリストにおいて、第9類の「コンピュータソフトウェア」を用途ごとに細分化して示すことで整理を図れないかとの提案がなされた。一部の加盟国から反対意見が示されたこともあり、会期中に具体的な合意形成がなされるまでには至らなかったものの、オーストラリア知的財産庁の提案に賛同する加盟国も多く、この問題についてさらに調査・検討を進めるためのプロジェクトグループの設置が議長より提案され、多数の知的財産庁（スイス、米国、ドイツ、EUIPO、サウジアラビア、日本等）から協力の意思が表明された。このような経緯をふまえ、今年開催さ

れた第35回ニース会合において、「コンピュータソフトウェア」の細分化についてより踏み込んだ議論が行われることが期待されたが、残念ながら、第35回ニース会合ではこの議題についての集中議論は行われず具体的な進展は見られなかった。その理由は明らかではないが、今年度の会合は、ニース国際分類の版の改訂を来年に控えた会合であり、審議の対象となる各国からの提案商品・役務が例年よりも多かったこと、また、後述する第9類の商品の肥大化の解消策の検討の必要性があったこと等から、「コンピュータソフトウェア」の細分化についての議論の優先順位が相対的に下がってしまったように思われる。しかしながら、「コンピュータソフトウェア」は、現代のビジネスにおいては業種や企業規模を問わず指定ニーズの高い商品であり、用途や機能に応じて細分化し、その類似性等が整理されていくことはユーザーにとってもメリットがあるといえる。各国からの高い関心を集めた議題ということもあり、当該議論が立ち消えになったとも思えないため、来年度のニース会合以降、「コンピュータソフトウェア」の細分化についてのさらなる議論がなされることを期待し、議論の動向については引き続き注視していきたい。

以上が過去2年のニース会合における主な議論の概要である。次項においては、今年開催された第35回ニース会合における議論の内容について紹介する。第35回ニース会合は、国際分類の版の改訂を控えた節目の会合ということもあり、例年よりも多くの議題が審議されることとなった。

### 3. 3 第35回ニース会合の議論の内容

#### (1) 第9類肥大化解消に関する議論

第35回ニース会合において集中的に議論されたテーマの一つが、第9類の「肥大化」問題への対応策であった。デジタル化や電子機器の発展に伴い、第9類に分類される商品の範囲が拡大し、結果として第9類全体が過度に膨張しているという点については、数年前から国際商標協会（INTA）により継続的に問題提起されていた。INTAからは、この問題の解消に向けた具体的な4つのオプションが提示されていたが、第35回ニース会合に先立ち、国際事務局の主導のもと、当該オプションに関してニース協定加盟国40か国を対象とした事前アンケートが実施され、会合においてその結果が報告された。

オプション1：国際分類に副分類（サブディビジョン）を創設し商品をサブディビジョンに細分化する

オプション2：第9類の商品を他の既存分類に移行する

オプション3：新たな国際分類の創設と商品の分類変更

オプション4：仮想商品は現実商品の分類とあわせ別途登録を要しないとする

各国とも、既存の国際分類自体の枠組み自体を変更するオプションについては、ユーザーや加盟国官庁の負担増を懸念する声や、現行の国際分類との整合性が維持できないとの指摘もあり、依然として慎重な意見が多くみられた。特に、オプション1及び3についてはユーザーの混乱や負担増につながるとの懸念が示された他、加盟各国の官庁におけるシステム変更に膨大なコストがかかるとの理由で反対する意見が多い結果となった。オプション4については、現実で取引される商品と仮想商品との性質が異なることから、一律に同じ分類に整理することについては懐疑的な意見が多くみられた。一方、オプション2についても、出願前の調査や出願時のコスト増等、ユーザーの負担が増加するのではないかとの懸念が一部の加盟国から示されたものの、同オプションへの反対票は他のオプションのものに比べ最も少ない結果となった。このアンケート結果をもとに、国際事務局からは、オプション2を基軸とした第9類の一部商品の他既存分類への分類変更について提案がなされ、第35回ニース会合において検討が行われた。国際事務局からの提案は、具体的には、第9類に分類される商品のうち、大きく、呼吸、衣類、アイウェア（眼鏡等）、火災、救命、防護、車両に関する7分野を既存の他類で取り扱う可能性のある対象として特定、今年度の専門家会合でこれらの商品の分類変更について具体的な提案がなされた。最終的に、今年度のニース会合では、「車両」関連商品の第12類への移行、及び、「アイウェア（メガネ等）」関連商品の第10類へ移行に関する国際事務局の提案の大部分が承認されたが、それ以外の分野に関する商品の分類移行の修正案については、必要な賛成票を得ることができず第9類に維持されることとなった。なお、第9類の肥大化の問題は、前記の「コンピュータソフトウェア」の用途拡大や仮想商品の人気の高まり等の問題が複合的に組み合わさって生じている問題

であり、今年度のニース会合で可決された第9類の一部商品の分類移動のみをもっては問題の根本的な解決は難しいと予想される。よって、第9類肥大化問題については今後も問題点を整理した上で継続的に検討していく必要があると思われる。

## （2）第35回ニース会合における日本提案の可決例

第35回ニース会合において議論及び可決された日本提案の商品・役務の中には、日本弁理士会がアルファベティカルリストへの追加を希望し意見提出を行った商品・役務も、例年と同様に複数含まれている。その中でも、最終的に会合で可決された「アクリルスタンド（アクスタ）」及び「海藻を主原料とするスナック食品」の2商品は、これらが正式に採択されたことにより、ユーザーの利便性の向上につながるものと期待される。以下では、これら2商品の提案及び採択に至るまでの経緯について、簡潔に紹介する。

まず、「アクリルスタンド（アクスタ）」であるが、同商品は、アイドルやアニメキャラクター等の推し活ブームにより特に日本においては流通・取引量も多く、年齢や性別を問わず馴染みのある商品である。しかしながら、この商品を室内装飾品の一種（第20類）と捉えるか、玩具の一種（第28類）と捉えるか、国によって分類の解釈が分かれることが多い商品の一つであった。アクスタの販売場所・流通経路等を考慮すれば第28類で指定できるようになることがユーザーにとっても分かりやすいと思われるが、国によっては、アクスタの素材（アクリル製）やその偶像的な外観を重視し、「木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の小像」といった商品の分類に倣い、第20類への分類が適切、と判断する国もみられた。そこで、日本弁理士会では、同商品の国際分類を明確化するために、「アクリルスタンド（アクスタ）」をニース国際分類のアルファベティカルリストに追加するべく一昨年より継続して提案を行ってきた。提案当初は、商品の性質や取引実情等について各国の理解を得ることに苦労したが、第34回ニース会合では会期中に日本弁理士会のプレゼンテーションの機会が得られたため、アクスタの実物を伴い現地で商品説明を行い、加盟各国の官庁への理解を促すとともに、同商品の国際分類の明確化の重要性を繰り返し主張した。また、会合中の専門家委員への働きかけに加え、より各国の理解を得られやすい商品の表現を商標委員会内でも協議し、最終的には、日本で広く浸透している商品名（アクスタ）に通じる、「アクリル」と「スタンド」の各文字を含む商品表示「flat acrylic toy figures with stands」（参考訳：スタンド付平型アクリル製おもちゃのフィギュア）を選択、今年の第35回ニース会合において再提案を行った。今年の会合においても、一部の委員からは「アクリル」という原料表示は必要か、「フラット」という形状の説明は必要か、といった質問が挙がったが、現地での日本国特許庁との連携や支援もあり、最終的に提案通りの内容で無事採択されるに至った。

次に、「海藻を主原料とするスナック食品」については、海藻を主原料とするスナック食品（snack food）や（スナック）菓子（snacks）の国際分類を明確化することを意図して提案したものである。背景事情として、スナック食品や（スナック）菓子といった商品は、国内では、その主原料によって第29類と第30類とで分けて整理されているところ、「海藻を主原料とするスナック食品」や「海藻を主原料とする（スナック）菓子」が、例えば、「海藻を主原料とする加工食品」といった商品に準じて第29類に分類されるものなのか、又は、「菓子」の一種として第30類に分類されるのかが明確ではなく、日本国内における審査でも混乱がみられた。なお、このような混乱は、特に、「海藻を主原料とする（スナック）菓子」という「菓子」という表示を含む指定商品の分類の判断の際に多く発生する傾向がみられる。その背景としては、国内では、「菓子」の分類について、「類似商品役務審査基準」（第11-2020版）以降、その主原料に応じて第29類と第30類とに国際分類が分けられるに至っているが、主原料に応じた分類の解釈が複雑になっていること、さらに、第29類の類別表（クラスヘディング）及び国内の「類似商品役務審査基準」で例示される商品の主原料の中には「海藻」が含まれていないことから、「海藻を主原料とする（スナック）菓子」が、いずれの分類に属するのかが明確ではなかったということが影響している。このような状況を開拓するべく、第35回ニース会合にむけ、アルファベティカルリストに追加する商品として第29類「seaweed-based snack food」（参考訳：海藻を主原料とするスナック食品）を提案するとともに、第29類の類見出しに「海藻」の文字を追加する提案を行った。同様の提案は国内の他のユーザー団体からもなされていたようであるが、これが無事に可決されたことにより、海藻を含む第29類に分類される食品を主原料とするスナック食品

や（スナック）菓子は第29類に属するということが一層明確となった。なお、「菓子」については、前記の通り、特に国内の審査基準下では第29類の商品なのか第30類の商品なのか、原料によって国際分類が分かれるため、商標登録出願時の商品の国際分類の指定にあたりユーザーの混乱を招きやすい。しかしながら、第29類に分類される食品を主原料とする菓子であればいかなる種類の菓子も全て第29類に分類されるというわけではない点には注意が必要である。第29類に属する商品は、商品及び役務の区分解説〔国際分類第12-2025版対応〕においても説明されているとおり、商品の根本的な性質を変えない程度の煎る、煮る、焼く、揚げる等の加工及び調味をしてなる商品であって、それ以外の菓子は第30類に属する。つまり、第29類に分類される海藻等の商品を主原料とする菓子であっても、それを根本的な性質を変える程度に加工した菓子なのであれば、第29類ではなく第30類に属する点に注意が必要である。

#### 4. おわりに

本稿では、日本弁理士会商標委員会（第3小委員会）が関与する国際会議のうち、マドリッド協定議定書とニース国際分類に関する近年の主要論点を整理した。いずれの制度も、デジタル化と国際取引の拡大を背景に、ユーザー利便性の向上を目指した議論が継続的に行われている。一方で、マドリッド協定議定書については、従属性・基礎要件の改正や新言語導入の問題が、ニース国際分類については、仮想空間で提供される役務の分類や第9類の肥大化解消の問題など、未だ解決の糸口が見えにくい課題も残されている。こうした改正が実務へ及ぼす影響を正確に見極めるには、議論に積極的に参画するとともに、代理人として様々なユーザーの案件を取り扱う実務家ならではの視点から検討を行うことが不可欠である。日本弁理士会はこれまで、マドプロ作業部会やニース会合へ委員を派遣し、ユーザー目線の提案や懸念を発信してきた。今後も特許庁や関係団体と連携し、改善案の策定やアンケート協力等の活動を継続的に行い、国内ユーザーがこれらの制度を安心して利用し、商標を適切に保護できるような環境づくりに貢献できるよう、継続的かつ積極的な働きかけを行っていく必要がある。

#### （注）

- (1) 例えば、今回紹介するマドリッド協定議定書、ニース協定の他に、パリ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、商標法条約がある。
- (2) 正式名称を「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」という。
- (3) 正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」という。
- (4) 正式名称を「標章の国際登録に関するマドリッド協定」という。
- (5) <https://www.wipo.int/ja/web/madrid-system/members/index>（最終閲覧日：2025年9月5日）
- (6) 現在は、英語・フランス語・スペイン語の三言語が作業言語として認められている。
- (7) 国際登録の基礎出願・登録への従属性（セントラルアタック）のために、国際登録の指定商品（役務）の全部又は一部が取り消された場合に、名義人が取り消された指定商品（役務）に関して指定国へ商標出願（直接出願）を行うことができ、所定の要件を全て満たす場合に国際登録日（事後指定の日）にされた商標出願とみなされる制度。セントラルアタックの救済措置として位置づけられている（マドリッド協定議定書9条の5）
- (8) <https://www.wipo.int/ja/web/madrid-system/madrid-e-filing-apply-for-international-trademark-protection-online>（最終閲覧日：2025年9月5日）
- (9) <https://www.wipo.int/en/web/emadrid/>（最終閲覧日：2025年9月5日）
- (10) その他、国際登録のステータスの確認が可能なMadrid Monitor [<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>]（最終閲覧日：2025年9月5日]等のオンラインサービスが提供されている。
- (11) WIPO Webcastで視聴可能だが、英語・中国語・ロシア語・フランス語・アラビア語の5言語でのみ視聴でき、日本語は対応していない。
- (12) <https://www.wipo.int/web/madrid-system/members/provisional-refusal-time-limits-to-respond>（最終閲覧日：2025年9月5日）
- (13) ニース国際分類一般的な注釈（GENERAL REMARKS）SERVICES「(d) サービスが提供される手段は、原則としてサービスの分類に影響を及ぼさない。例えば、金融又は財務に関する助言は、第36類に分類され、サービスが対面、電話、オンライン、仮想空間のいずれで提供されるかを問わない。ただし、提供の手段や場所によって、サービスの目的や結果が変化する場合は、この限り

ではない。例えば、あるサービスが仮想空間で提供される場合がこれにあたる。例えば、第39類に属する輸送サービスは、ある物理的な場所から別の場所への物品又は人の移動を伴う。しかし、仮想空間では、これらのサービスは同じ目的や結果を有しないため、適切な分類のために明確にされる必要がある。例：娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施（第41類）」（特許庁参考訳）

（原稿受領 2025.7.3）